令和６年第６回佐伯市教育委員会会議録

１　日　時　　　令和６年４月 18 日（木）
　　　　　　　　開会 15 時 25 分　　閉会 15 時 48 分

２　場　所　　　佐伯教育市民ホール「まな美」　第１市民活動室

３　出席者の氏名
　教育長　宗岡　功
　委　員　平井　國政　　　　　　　　　委　員　小寺　香里
　委　員　藤崎　郁

４　事務局
　教育部長　久々宮　克也
　教育総務課長　安部　洋子
　学校教育課長　柳井　慎也
　社会教育課長（以下「社教課長」という。）　丸山　純一
　体育保健課長　藤原　直也
　本日の書記　　総括主幹　神田　弘子　　副主幹　多田　健二

５　付議した議案　　　２件
６　報告事項等　　　　３件
７　その他　　　　　　０件
８　傍聴人　　　　　　０人

開会・点呼

教育長　　それでは、第６回教育委員会会議を開会するに当たり委員の出席確認をいたします。
　本日は、山口委員が欠席です。

教育長　　それでは、令和６年第６回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長　　前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、藤崎委員にお願いしたいと思います。
　また、今回の会議録の作成は、事務局職員の中から多田が行います。

教育長の報告

・新任事務局職員の紹介

会期の決定

教育長　　本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、16時20分を予定しています。

教育長　　はじめに、会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

教育長　　議案第 19 号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第7項ただし書の規定によりこれを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りします。議案第 19 号は、公開しないということでよろしいでしょうか。

各委員　　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　　それでは、議案第19号は、非公開といたします。

教育長　　本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第 18 号及びその他報告事項等を行いまして、次に非公開による議事、議案第19号を行います。

議　　事

【議　案】

議案第18号　無形の民俗文化財「切畑八坂神社の疫神斎」の市指定無形民俗文化財の指定について

議案第19号　社会教育主事の任命について

議案第 18 号　無形の民俗文化財「切畑八坂神社の疫神斎」の市指定無形民俗文化財の指定について

教育長　　それでは、議案第18号無形の民俗文化財「切畑八坂神社の疫神斎」の市指定無形民俗文化財の指定について、丸山社会教育課長が説明いたします。

社教課長　議案第18号について御説明をさせていただきます。

本議案につきましては、無形の民俗文化財「切畑八坂神社の疫神斎」を市指定無形民俗文化財に指定したいので、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第４条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。指定しようとする切畑八坂神社の疫神斎につきましては、佐伯市文化財保護条例第 26 条の規定に基づき、佐伯市文化財保護審議会に諮問をしています。本年３月 21 日に開催された令和５年第２回佐伯市文化財保護審議会におきまして、文化財指定すべきと認める旨の答申がなされています。また、その答申の中で付帯意見として、指定名称には地区名などをつけることについて検討すべきとされています。これについて

は、前回第４回の教育委員会において、次回教育委員会の主要行事の報告の中で、このことについて私の方から御説明をさせていただいた際には、名称は単に疫神斎とさせていただいておりました。疫神斎という形で佐伯市文化財保護審議会に諮問をしましたが、やはり指定名称に地区名などをつける方がいいだろうということでありましたので、今回教育委員会に議案を提出する際には、指定名称を切畑八坂神社の疫神斎としています。

文化財の概要につきまして、簡単ではありますが説明させていただきますと、弥生大字江良 1426 番地にある八坂神社にて行われる疫神斎は、18 世紀後半の天然痘の流行を機に、疫病祓いの行事として始められたと伝えられています。現在まで 240 年を超える期間、継続して行われており、単なる神社祭祀ではなく、地域の信仰行事として、今なお生き続けていることは大変貴重であり、地域の民俗文化を表すものと考えると貴重なものであるということであります。

以上で議案第 18 号の説明を終わります

教育長　　それでは、ただいま説明のありました議案について、審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

平井委員　　文化財に指定されるとされないでは、どう違うのですか。

社教課長　　市指定の文化財ということになりますと、保存すべき文化財という位置付けになると考えています。当然個人の所有、団体の所有のものを市指定の文化財という形にしますので、あくまでも所有者の方からの承諾を得た上で指定をするのですが、この指定をすることによって、文化財を保存して、続けていくということになります。勝手になくしてはいけないとか、形を変えたらいけないとかそういった縛りも出てくるということです。

平井委員　　予算がつくとかそういうことではないんですよね。

社教課長　　予算としましては、文化財の維持補修など、そういった管理的な予算は持っているのですが、指定することによって、大きな予算がつくというようなことではないです。伝統を守っていただいてる方に、団体の補助のような形で、定額の補助金を２万円程度ですが交付していますが、これは指定をしていようがしてなかろうが同じです。

平井委員　　単なる個人的な意見ですが、逆に続けないといけないということが大変ではないかなと思ったのですが。指定されると一方的にやめられないですよね。

社教課長　　おっしゃるとおりだと思います。守っていただける方はすごく大変だと思います。ただ、市としては援助できるところを援助しながら、お金はなかなか難しいところもありますが、文化財に指定することで皆さんに認識していただいて、守っていこ

うということを意識付けすることも大事だと思っています。あくまでもこうして守ってくれる人がやっぱり一番大事だと思いますので、バックアップしていきたいと考えています。

教育長　　ほかにございますか。

教育長　　それでは議案第18号の承認についてお諮りをいたします。議案第18号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員　　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　　それでは、議案第18号については承認といたします。

報告事項等

・社会教育課文化財係所管施設（歴史資料館・平和祈念館やわらぎ・城下町佐伯国木田独歩館・茶室汲心亭）のゴールデンウィーク期間中の開館について
・本匠中学校における教頭の校長職務代理について
・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長　　それでは、先に非公開と決定しました議事、議案第19号を行います。関係者のみ在席とし、その他の課長、傍聴人は退席をお願いいたします。

議　　事

議案第19号　社会教育主事の任命について

教育長　　それでは、議案第 19 号社会教育主事の任命について、丸山社会教育課長が説明をいたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長　　それでは、令和６年第６回教育委員会会議を閉会いたします。

終了15時48分